

飛騨市入札心得

電子入札による場合は【】書きに読み替えるものとします。

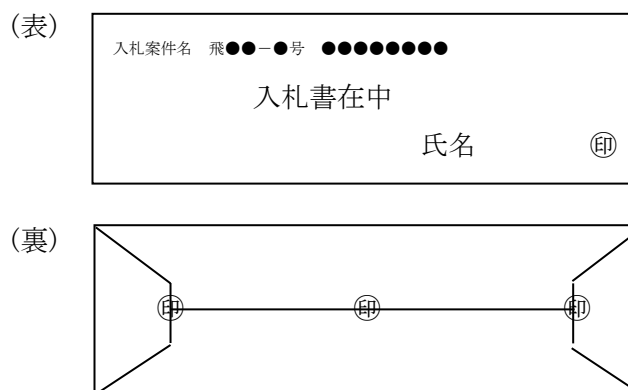
第1 一般的事項

- 1 入札は、静粛かつ厳正に行ってください。
- 2 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- 3 談合情報どおりの開札となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札（指名競争入札にあっては、指名替えのうえ改めて入札）を行うものとします。
- 4 予定価格を事前に公表した入札については、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。なお、予定価格を超える金額で入札書を提出した者は、不誠実な行為として入札参加資格停止の措置を行うことがあります。
- 5 入札は、本人又は 代理人が所定の場所へ出席して行います。
【入札は、電子入札システムにより行います。】
- 6 落札決定までは、原則として入札会場の出入りを禁止します。
- 7 郵便等による入札は認めません。ただし、入札執行通知書において郵便等を認めた場合は入札執行通知書が優先となります。
- 8 入札中は私語を慎み、携帯電話の電源はお切りください。
【9 電子入札システムによる場合でも、収支等命令者の承諾を得て入札書又は辞退届を書面により提出することができます。また、収支等命令者の指示により書面により提出させることができます。】

第2 入札（飛騨市契約規則第12条、第13条関係）

- 1 入札は入札書（様式1）により行います。
【電子入札システムによる場合は、入札書は入力画面上において作成します。】
- 2 入札書は、1件ごとに1通を作成して封書にし、入札者の氏名を表記して収支等命令者の指定する日時及び場所に提出してください。
【電子入札システムによる場合は、電子認証により登録されたICカードにより、指定の日時までに入札金額等を入力し、送信してください。】

【入札用封筒】（例）



- 3 入札書は、インク又は墨で記入したうえ記名押印するものとし、その記載事項について訂正したときは、訂正印を押さなければなりません。
- 4 代理人が入札する場合は、入札時に委任状を提出してください。
【電子入札システムによる場合は、代理人の入札は認めません。】
- 5 入札について
 - (1) 予定価格を事前に公表した入札にあっては、再度入札は行いません。
 - (2) 代理人が入札に参加する場合に提出する委任状は、代理権の範囲、代理人の氏名及び代理人が使用する印鑑を明示し、本人（委任者）が記名押印したものでなければなりません。な

お、この場合における入札書の入札者名及び押印は、代理人が記名押印し「何某代理人何某」と表示すること。

第3 無効入札（飛騨市契約規則第14条関係）

- 1 次の各号の一に該当する場合は、その入札を無効とします。
 - (1) 入札者の資格を有しない者が入札をしたとき。
 - (2) 入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。
 - (3) 入札書に記名押印のないとき、又は記載内容が明らかでないとき。
【電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者が入札したとき。】
 - (4) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - (6) 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
 - (7) 前各号のほか、契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

第4 入札書の書き換え等の禁止（自治法施行令第167条の8②関係）

入札者は、その提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することができません。

【電子入札システムによる場合は、一度送信された入札希望金額を撤回することはできない。】

第5 再度入札について

- 1 入札回数は、再度入札を含めて2回限りとします。
- 2 再度入札において、応札者が1者の場合はその入札を取り止めます。
- 3 再度入札については、積算内訳書の提出は不要です。
【電子入札システムによる建設工事の場合は、2回目の積算内訳書の提出を求める場合があります。】
- 4 再入札通知書には、1回目に提出された入札書の内、最低の入札金額（入札最低金額）を通知するので、この入札最低金額を上回る入札書を提出した者の入札は無効とします。
- 5 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度入札に参加できません。
- 6 無効の入札をした者は、以後の再度入札に参加することは出来ません。

第6 積算内訳書について

- 1 金額にかかわらず入札を執行する全ての建設工事又は予定価格が2千万円以上の製造の請負、1千万円以上の委託業務及び物品購入等については積算内訳書を入札書提出時に提出してください。
【電子入札システムによる場合は、電子入札システムにより、積算内訳書の提出を求めます。】
- 2 提出された内訳書は、書換え、引替え又は撤回することはできません。
- 3 下記の必須要件が欠けた場合は、当該入札を無効とすることがあります。
 - (1) 内訳書の税抜き合計額と入札書記載の入札金額が一致していること。
 - (2) 当該工事の工事番号、工事名及び会社名が記載されていること。
 - (3) 内訳書の税抜き合計額算出の際に、一括して値引きしていないこと。（各項目で値引き・調整されているものは可とする。）
 - (4) 入札書記載の金額が内訳書の税抜き合計額の端数を調整・処理された金額になっていないこと。（ただし、千円未満の端数は除く。）
 - (5) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の計が内訳書税抜き合計額と一致していること。
- 4 提出された内訳書の内容について、説明を求める場合があります。
- 5 内訳書を確認した結果、入札の状況に疑義があると認められる場合は、落札決定を保留し、調査を行うことがあります。

第7 入札の辞退

- 1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとします。

【電子入札システムにより指名を受けた者が入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届の提出を行うものとします。】

- (1) 入札執行前であっても、入札辞退届（様式2）を入札執行機関に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る）して行います。
 - (2) 入札執行中であっても、入札辞退又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行います。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

第8 入札の無効

無効な入札があったときは、それらを除いて落札者を決定します。

第9 入札又は開札の中止（飛騨市契約規則第15条関係）

- 1 収支等命令者は、天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止することがあります。
- 2 前項の入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とします。

第10 開札を行う日時及び場所（自治法施行令第167条の8③関係）

開札は、入札の終了後直ちに入札の場所において、入札者の立ち会いのうえ行います。なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合であっても、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札をすることがあります。

【電子入札システムによる場合は、立会いを希望する入札者又は当該入札事務に関係のない職員の出会ひのもとに行います。】

第11 落札者の決定方法（自治法234③、自治法施行令第167条の10関係）

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低（最低制限価格を設けた場合であっても、最低制限価格以上のうちの最低）の価格の者を落札者とします。（自治法施行令第167条の10①の場合を除く）
- 2 低入札価格調査基準価格を設けた場合であって、基準価格以下の入札があった場合は、低入札価格調査を行い、落札者を決定します。又、失格判断基準価格以下での入札があった場合は、低入札価格調査を実施することなく、当該入札者を失格とします。（自治法施行令第167条の10①）
- 3 落札者となるべき同価の入札者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。（自治法施行令第167条の9関係）

【電子入札システムによる場合は、落札者となるべき同価の入札者が2人以上ある場合、電子くじによって落札者を決定します。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできません。】

第12 契約書の交換

- 1 契約担当者は、落札者が定まったときは、直ちにその旨を本人に通知し、速やかに契約書を交換しなければなりません。この期間は、落札決定の通知を発した日から原則として1週間以内とします。落札者がこの期間内に契約を締結しなければその落札は無効とします。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- 2 前項の場合において、その契約が議会の議決を要するものであるときは仮契約を締結し、議会の議決を得た後、本契約の締結となります。

第13 契約に関する事項

- 1 飛騨市が契約の解除をすることができる場合
 - (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (3) 請負に必要な技術者等を設置しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することが

きないと認められるとき。

- (5) 請負（受注）者の解除権によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の規定に違反した行為があったと認められるとき。
 - (7) 破産、再生手続開始、会社整理又は会社更生手続開始の申立がなされたとき。
 - (8) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり事業執行が困難となると見込まれるとき。
 - (9) その他、工事に着手し又は事業を遂行することが、困難とみられる事由が発生したとき。
- 2 契約書の内容は契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項ほか、各条項のとおりとします。

第14 下請契約について

- (1) 契約者は、その工事の全部若しくはその主たる部分を第三者に請け負わせてはなりません。
- (2) 飛騨市入札参加資格停止期間中の第三者と下請契約してはなりません。
- (3) 下請契約をする場合は、建設工事標準下請契約約款又はこれに準ずる約款によって契約しなければなりません。
- (4) 下請契約を締結した場合は、速やかに届出してください。また、変更事項や契約解除が発生したときも同様に届出してください。

第15 工事完成保証について

契約者は、請負金額が500万円以上の工事請負契約には、契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等（飛騨市契約規則第31条関係）又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

第16 一般競争入札について

この入札心得は、指名競争入札について定めたものであり、一般競争入札の取扱いは告示等が優先します。

第17 その他

- 1 「飛騨市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」又は「飛騨市製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止を行った場合において、当該有資格業者に対して指名又は入札参加資格を有する通知をしているときは、入札未執行のものに限り当該指名又は入札参加資格を有する通知を取り消します。ただし、開札後に資格停止を行った場合はその効力は及ばず契約手続きを進めます。
- 2 「飛騨市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく暴排措置対象法人等に該当することが判明した場合は、当該有資格業者に対して指名又は入札参加資格を有する通知をしているときは、当該指名又は入札参加資格を有する通知を取り消します。
- 3 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約締結までの間に前項の要綱による入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を締結しません。また、契約後に同要綱に基づく暴排措置対象法人等に該当することが判明した場合は、原則として契約を解除します。
- 4 前3項において、いかなる損害が生じたとしても、飛騨市は責任を負いません。